

労働者派遣の執行に関する細目（標準仕様書）

業務名	後期高齢者医療人材派遣委託業務
1. 業務内容	システム入力 各申請書類に記載されている事項を電子計算機に入力 付随的業務として、各種申請書のファイリング業務・各種申請書の封入封緘業務 ※医療機関からの領収書から医療機関等名、診療月、保険点数、自己負担割合、保険適用分の自己負担額の読み取りができる医療事務経験者が望ましい。
2. 責任の程度	(役職) 無 (権限の範囲) 部下なし
3. 事業所	金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階
4. 組織単位	石川県後期高齢者医療広域連合 業務課
5. 就業場所の名称 及び所在地	石川県後期高齢者医療広域連合 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階
6. 指揮命令者	石川県後期高齢者医療広域連合 業務課長
7. 派遣人員	4人
8. 派遣就業の期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(241日)
9. 就業日	月曜日から金曜日までの毎日。ただし、「石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に規定する休日を除く。
10. 就業時間	午前9時から午後5時30分まで(実働 7時間45分)
11. 休憩時間	午後0時15分から午後1時まで
12. 時間外労働	行わない。
13. 安全及び衛生	(1)換気、照明等の業務を行う環境については、派遣先職員と同様とする。 (2)交通費、社会保険については、派遣元の負担とする。 (3)派遣労働者が就業のために駐車場を利用する場合の費用については、派遣元の負担とする(派遣先の駐車場は使用不可)。 (4)VDT作業を連続して行う時間は1時間までとし、1時間連続して作業を行ったときには少なくとも10分間の作業休止時間を与える。但し、休憩時間につながる時間帯については、この限りではない。 (5)派遣労働者が労働災害に被災した場合は、派遣先は遅滞なく派遣元責任者へ連絡するとともに労働者死傷病報告の写しを派遣元に送付する。
14. 派遣先責任者	石川県後期高齢者広域連合 事務局長 (連絡先) (076) 213 - 5171
15. 派遣元責任者	〇〇〇課(補職名) 〇〇(氏名) 〇〇 〇〇(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
16. 派遣労働者からの苦情の処理	(1)苦情の申出を受ける者 派遣先担当者 総務課長 Tel (076) 213 - 5171 派遣元担当者 〇〇〇課(補職名) 〇〇(氏名) 〇〇 〇〇 Tel (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 (2)苦情処理方法、連携体制等 ①派遣先担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②派遣元担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

<p>17. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置</p>	<p>(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。</p> <p>(2) 就業機会の確保 派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。</p> <p>(3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより派遣元に生じた損害の賠償を行うこととする。派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。</p> <p>(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対して明らかにすることとする。</p>
<p>18. 便宜供与</p>	<p>派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する施設並びにロッカー等の設備について、派遣労働者も利用することができるよう便宜供与することとする。</p>
<p>19. 教育訓練</p>	<p>派遣当初に広域連合担当者よりOJTを行う。</p>
<p>20. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置</p>	<p>雇用する場合がない</p>
<p>21. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別</p>	<p>限定しない</p>
<p>22. 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別</p>	<p>限定しない</p>
<p>23. その他</p>	<p>(1) 積算内訳書の提出について 本派遣業務における派遣労働者の人件費（賃金）が分かる1時間当りの単価を明示した積算内訳書を提出してください。</p> <p>(2) 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供 派遣先均等・均衡方式の派遣労働者の場合、比較対象労働者の待遇等に関する情報を提供しますのでご連絡ください。</p> <p>(3) 契約期間内における派遣労働者の交代に際しては、代替労働者につき事前に派遣先の下で1日間の研修を行うものとし、これにかかる費用については派遣元の負担とする。</p>